

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命令事項
1	有限会社仁井田本家	郡山市田村町金沢字 高屋敷 139 番地	有限会社仁井田本家 代表取締役 仁井田 穂彦	平成 31 年 3 月 19 日	製造倉棟 1 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 3 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 1 階に誘導灯を設置すること。
2	東北化学工業株式会社 郡山工場	郡山市昭和一丁目 2 番 4 号	東北化学工業株式会社 代表取締役 橋本 知佳展	令和 6 年 6 月 14 日	1 令和 6 年 10 月 31 日までに、工場全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 令和 6 年 8 月 31 日までに、工場全体に誘導灯を設置すること。
3	有限会社 佐川寝具	郡山市本町二丁目 8 番 11 号	有限会社佐川寝具 代表取締役 佐川 善三朗	令和 7 年 1 月 20 日	1 令和 7 年 2 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 2 令和 7 年 3 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 3 令和 7 年 3 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。
4	株式会社ヤマセハセガワ	郡山市大槻町字 福楽沢 59 番地	株式会社ヤマセハセガワ 代表取締役 長谷川 克之	令和 7 年 7 月 16 日	1 令和 8 年 1 月 15 日までに、建物全体（無窓階では 1 階部分）に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和 7 年 11 月 15 日までに、設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 令和 7 年 10 月 15 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命 令 事 項
5	元祖ほるもん道場 亀田本店	郡山市亀田二丁目 26 番 9 号	矢吹 くみ子	令和 8 年 2 月 11 日	1 左記防火対象物にて使用されている卓上フードから排気ダクトまでの油脂を即時に除去すること。

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。

※平成 31 年 5 月 1 日以降の元号は、新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。(旧元号によって特定された日)